

第15回日韓青少年冬季スポーツ交流（スキー競技受入） プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、「第15回日韓青少年冬季スポーツ交流（スキー競技受入）」（以下、「この事業」という。）を実施するにあたり、業務を委託する旅行代理店をプロポーザルにより選定するにあたり必要な事項を定める。

2 委託する業務の概要

- (1) この事業の名称 第15回日韓青少年冬季スポーツ交流（スキー競技受入）
- (2) 委託業務の内容 第15回日韓青少年冬季スポーツ交流（スキー競技受入）委託業務仕様書による。

3 募集期間

平成28年10月25日（火）から11月7日（月）午後5時まで

4 参加資格

参加資格は次のとおりとする。

- (1) 日本国内の旅行代理店のうち、第1種旅行者で秋田市内に本店・支店又は営業所があり、かつ過去に国際交流事業を実施したことがある業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 秋田県から指名停止措置を受けていないものであること。
- (4) 秋田県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がないものであること。
- (5) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものでないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (7) 役員が次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者。
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- (8) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、秋田県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、秋田県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき、破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (9) 秋田県スポーツ科学センター（秋田県体育協会事務所）等で行うプレゼンテーション及び業務遂行のための打合せに常時参加できる者であること。
- (10) 過去3年以内に国又は秋田県と同規模以上の自治体と契約を締結した実績を有する者であること。

5 質問の受付及び回答

この事業について質問のある場合は、下記期間中に文書（自由様式）にてファクシミリ又は電子メールのいずれかによって提出すること。電話による質問には原則応じかねるが、簡単な確認や緊急でやむを得ない事情が生じた場合は対応する。

- (1) 質問受付期間 平成28年10月25日（火）から11月7日（月）8：30～17：00
- (2) 質問回答日 平成28年11月9日（水）予定

6 参加申し込み

プロポーザルに参加希望する事業者は、別紙様式1「参加表明書」を平成28年11月7日（月）午後5時までに下記あてに提出すること。

提出先	〒010-0974 秋田県秋田市八橋運動公園1番5号 秋田県スポーツ科学センター内 公益財団法人秋田県体育協会 事業課 宛て
-----	---

7 企画書の提出

プロポーザル企画書（別紙様式2～10）及び関係書類をA4判縦型20枚以内にまとめ、平成28年11月14日（月）午後5時までに原本1部、写し7部を持参又は郵送で提出すること。

提出先	同 上
-----	-----

8 プレゼンテーション

- (1) 日 時 平成28年11月17日（木）午後 ※時間は追って通知する。
- (2) 会 場 秋田県スポーツ科学センター 3F 第1会議室
- (3) 方 法 持ち時間は1社につき15分程度（説明10分 質疑5分程度）とし、提出したプロポーザル参加申込書に基づき説明を行うこととする。
- (4) 注意事項
 - ・1社からの参加者は3名以内とする。
 - ・プレゼンテーションは、総括責任者が行うものとする。

9 審査及び結果の通知

- (1) 提出された書類は、本会に設置した選定委員会において審査する。なお、審査経過については公表しないものとする。同様に、審査結果に対する異議申し立ては受け付けられないものとする。
- (2) 選定委員会は、下記の審査項目について採点を行い、合計得点の最も高いところを選定する。
 - ①組織体制
 - ②緊急時の対応
 - ③個人情報の保護
 - ④コンセプト
 - ⑤宿泊
 - ⑥レセプションの準備
 - ⑦食事内容
 - ⑧移動方法
 - ⑨選手団イベント
 - ⑩通訳
 - ⑪会場確保
 - ⑫見積額
- (3) 審査の結果は、平成28年11月21日（月）以降に通知する。

10 プロポーザルに係るスケジュール

募集期間	平成28年10月25日(火)から11月7日(月)午後5時まで
質問受付期間	平成28年10月25日(火)から11月7日(月)午後5時まで
参加表明書の提出	平成28年11月7日(月)午後5時まで
企画書の提出	平成28年11月14日(月)午後5時まで
プレゼンテーション	平成28年11月17日(木)午後(時間は追って通知)
選考結果の通知	平成28年11月21日(月)以降に通知

11 その他

- (1) この事業の契約は、本会と選定された旅行代理店との間で当該業務委託により随意契約し、合意に至った場合に契約を締結する。
- (2) 契約の際は、見積書に記載された経費項目について、除外又は追加する場合がある。
- (3) 契約が不調の場合は、審査において第2位となった旅行代理店と同様の手続を行うものとする。
- (4) このプロポーザルに要する経費は、各旅行代理店の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。また、契約を締結した後は、契約が完了する日まで当該提出書類を閲覧に供することがある。

12 問合せ先

〒010-0974 秋田県秋田市八橋運動公園1番5号 秋田県スポーツ科学センター内
公益財団法人秋田県体育協会 事業課 久米、大庭
TEL 018-864-8094 FAX 018-864-5752
E-mail kume09045593388@yahoo.co.jp